

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	青年等就農計画の認定		
根拠法令及び条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の4第1項及び第3項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当） 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） （青年等就農計画の認定） 第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの（次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。）を含み、認定農業者を除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。		
	2 略 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。		
	【その他の基準となる法令、通知等】 ○農業経営基盤強化促進法施行規則 （青年等就農計画の認定基準） 第十五条の五 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。 二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。		
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（2ヶ月） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年2月5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。